**平成３０年（フ）第７７４号**
札幌市白石区東札幌２条４丁目６番７号　ファミールＫ一401号
債務者　加藤美恵子
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成３０年（フ）第７８７号**
北海道北広島市大曲緑ヶ丘５丁目10番地１
債務者　馬場七穂美
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成３０年（フ）第８１０号**
札幌市中央区南６条西12丁目1299番地４　ビブレＢ201号
債務者　大澤　正美
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

**平成３０年（フ）第９６号**
釧路市大楽毛南４丁目４番23号　グラン・フォレスト103号
債務者　長谷川博康
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで　釧路地方裁判所

**平成３０年（フ）第１００号**
釧路市鳥取北４丁目12番５号　テラスハウス102、申立前の住所釧路市昭和南３丁目２番１号
債務者　越善　由樹
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで　釧路地方裁判所

**平成３０年（フ）第１０１号**
釧路市武佐５丁目５番２号
債務者　水谷美由樹（旧姓東）
1　決定年月日時　平成30年６月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで　釧路地方裁判所

**平成３０年（フ）第３８６号**
千葉市若葉区高品町1592番地10　レジデンス吉沢203号
債務者　宮村　久至
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第３９７号**
千葉県船橋市東船橋５丁目４番18号　メゾンヨコタ203号
債務者　田部　昭子
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第４２３号**
千葉県習志野市藤崎２－４－９　ＦＬＡＴ－Ｙ106号室、住民票上の住所千葉市若葉区高根町925番地２
債務者　木村　弘昭
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第４２７号**
千葉市花見川区幕張町４丁目1806番地４　れんげ荘
債務者　草柳祥子こと　矢田　祥子
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第４４１号**
千葉県船橋市前原東２丁目18番19号　シティクレスト津田沼108号
債務者　小林　正義
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第４６０号**
千葉市花見川区幕張町５丁目417番地292　さくらの郷幕張
債務者　諸岡　隆夫
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第４６５号**
千葉県船橋市南本町10番17号　シャンロジュマン103号
債務者　若松真奈美
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第４７０号**
千葉市稲毛区作草部町647番地４　ハイツ中島101号
債務者　泉川ひとみ
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第４８５号**
千葉県船橋市藤原６丁目23番２－403号
債務者　栗原　永治
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成３０年（フ）第４９７号**
千葉県市川市幸２丁目２番17号　（ライフタウン幸Ⅱ－201号）
債務者　岩戸　愛要（旧姓宮里・中野）
1　決定年月日時　平成30年５月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月27日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係